

小川サケ有効利用調査委員会 令和7年度宿泊助成規則

1. この規則は、小川サケ有効利用調査委員会令和7年度調査計画書に基づく調査の実施に伴い、委員会より調査員に対して実施される宿泊助成に関し、必要な事項を定めるものとする。
2. 委員長は、前項の宿泊助成を実施するため、令和7年度小川サケ有効利用調査宿泊助成券（以下、「宿泊助成券」という。）2千円分1種類を、調査員に対して交付するものとする。
3. 委員長は、委員会による応募者への調査員の確定通知後、宿泊希望者に前項の宿泊助成券を調査員1人につき、1日券若しくは連続2日券の1回あたり1枚を交付するものとする。
4. 調査員は、その調査日に調査に参加し、又は参加しようとする場合は、宿泊助成券を次の各号の朝日町内の宿泊施設（以下、「宿泊施設」という。）において、宿泊料金の支払いに、1回使用できるものとする。
 - (1) 小川温泉元湯ホテルおがわ
 - (2) 料理旅館 有磯
 - (3) 料理旅館 紋左
 - (4) 料理旅館 あけぼの
 - (5) 民宿 岬
 - (6) 城山荘
 - (7) ドライブインきんかい
 - (8) たから温泉
5. 調査員は、小川サケ有効利用調査委員会令和6年度調査規則第22項及び第23項に定める調査中止の場合は、調査に参加した場合と同様に宿泊助成券を使用することができるものとする。
6. 宿泊施設は、宿泊助成券と現金との併用により、残金が生じた場合、現金によりその残金を、調査員に支払うものとする。
7. 調査員は、宿泊助成券を破損若しくは汚損した場合は、委員会事務局へ引換えを申し出、この再交付を受けなくてはならない。
8. 宿泊助成券は、交換、譲渡及び売買をしてはならない。
9. 宿泊助成券は、現金との引換えをしてはならない。
10. 宿泊助成券に、委員長印が無い場合又はNo.欄に数字印が無い場合は、これを無効とする。
11. 委員会及び委員長は、宿泊助成券の盗難、紛失又は棄損に対し、その責を負わないものとする。
12. 宿泊助成券の使用できる期限は、令和7年11月15日までとする。

13. 宿泊施設は、次の各号の場合は、宿泊助成券の使用を拒否するものとする。
 - (1) 前項に定める期限後に宿泊助成券の使用があった場合
 - (2) 本人確認を求めた場合において、これを拒否し、又は調査員ではないことが明らかである場合
 - (3) 宿泊助成券が破損若しくは汚損され、その使用又は判別ができない場合
14. 宿泊施設は、第12項に定める期限後、速やかに宿泊助成券を取りまとめ、委員会にこれを提出するものとする。
15. 委員会は、前項の提出を受けた後、その実績に応じて宿泊施設に対し、宿泊助成額を支払うものとする。
16. 委員長は、調査員が次の各号に該当することが判明した場合は、その調査員に対し、宿泊助成額である2千円を調査員に課すとともに、次年度以降の調査員応募を無効とし、調査員たる資格を付与しないこととする。ただし、第1号による場合で、調査員が調査に参加しようとした場合において、特段の事由が生じたため、調査参加が困難となったと委員長により認められる場合は、この限りでない。
 - (1) 委員会による応募者への調査員の確定通知後に、調査員が自己の事情により、調査に参加しなかった場合で、宿泊助成券を使用した場合
 - (2) 調査員以外の者が、宿泊助成券を使用した場合
17. 調査員は、前項各号に定めるいずれかに該当した場合、委員会からの通知に基づき、宿泊助成額である2千円を委員会へ支払わなくてはならない。